

「東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則」に基づく表彰事務取扱要綱

昭和 6 1 年 5 月 2 6 日
6 1 生婦青健第 1 3 号
改正 平成 1 2 年 4 月 1 0 日
1 1 生女青青第 8 6 5 号
改正 平成 1 3 年 5 月 7 日
1 3 生都協青第 6 4 号
改正 平成 1 5 年 3 月 1 4 日
1 4 生都協青第 6 0 1 号
改正 平成 1 6 年 4 月 1 5 日
1 5 生都協青第 8 2 2 号
改正 平成 2 0 年 3 月 3 1 日
1 9 青総青第 8 0 4 号
改正 令和 5 年 3 月 2 4 日
4 生安都第 8 2 2 号

(目的)

第 1 この要綱は、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和 3 9 年東京都条例第 1 8 1 号。以下「条例」という。）第 6 条及び東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成 1 6 年東京都規則第 9 8 号。以下「規則」という。）に基づき、表彰候補者の推薦基準、推薦基準日、被表彰者の予定数、推薦手続、その他表彰事務の施行及び事務の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰候補者)

第 2 規則第 1 条第 2 号に規定する表彰候補者は、次の各号に定めるところによる。

(1) 青少年健全育成功労者又は青少年健全育成功労団体

青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
(条例第 6 条第 1 号関係)

(2) 模範青少年又は模範青少年団体

青少年又は青少年の団体で、その行動が他の模範となると認められるもの（条例第 6 条第 2 号関係）

(3) 優良図書類等作成功労者又は優良図書類等作成功労団体

青少年を健全に育成する上で有益な図書類、映画等若しくはがん具類で、特に優良であると認められるものを作成し、又は公衆の観覧に供したものと及びこれに関与したもの（条例第 6 条第 3 号関係）

(4) 自主規制功労者又は自主規制功労団体

出版を業とするもの、図書類の販売又は貸し付けを業とするもの並びに映画等を主催するもの及

び興行場を経営するもので、青少年の健全な育成を阻害する図書類又は映画等を青少年に対し販売し、頒布し若しくは貸し付け、又は観覧させないように努め、青少年の健全な育成に寄与するところが特に大であると認められるもの（条例第6条第4号関係）

（表彰候補者の推薦基準）

第3 表彰候補者の推薦基準は、次のとおりとする。

(1) 青少年健全育成功労者又は青少年健全育成功労団体

ア 次の活動に10年以上従事したもの

(ア) 青少年をめぐる社会環境の浄化

(イ) 青少年の育成指導

(ウ) 青少年団体（構成員の半数以上が青少年である団体をいう。以下同じ。）の指導育成

(エ) その他青少年を健全に育成するための活動

イ アに掲げた活動に従事するもので、活動期間が10年未満であっても、特に顕著な活動をしたと認められるもの

(2) 模範青少年又は模範青少年団体

ア 次のいずれかの活動を1年以上継続して行ったもの

(ア) 社会環境の美化等公共への奉仕

(イ) 青少年又は青少年団体の指導

(ウ) その他青少年又は青少年団体の模範となると認められる行動

イ 次のいずれかの活動を過去1年以内に行ったもの

(ア) 人命救助

(イ) 徳行

(3) 優良図書类等作成功労者又は優良図書类等作成功労団体

次の活動を過去1年間に行ったもの又は関与したもの

ア 青少年の健全な育成に有益な図書類の作成又は公衆への観覧

イ 青少年の健全な育成に有益な映画等の作成又は公衆への観覧

ウ 青少年の健全な育成に有益ながん具類の作成又は公衆への観覧

(4) 自主規制功労者又は自主規制功労団体

次の活動を1年以上継続して行ったもの

ア 青少年の健全育成を阻害する図書類の販売、頒布、貸し付け又は観覧の自主規制

イ 青少年の健全育成を阻害する映画等の販売、頒布、貸し付け又は観覧の自主規制

（推薦基準日）

第4 表彰候補者の推薦基準日は、毎年8月1日とする。ただし、第3(2)イについては、前年度の3月31日とする。

（被表彰者の予定数）

第5 被表彰者の予定数は、80とする。ただし、知事が必要と認めたときは、この限りではない。

（推薦手続）

第6 表彰候補者の推薦に当たっては、公正に選考し、真に功労顕著と認められるものを選定するもの

とする。

2 規則第3条第1項及び第2項の規定により、知事に表彰候補者を推薦又は内申する場合は、次の各号に定める書類を提出するものとする。

なお、島部町村については、支庁を経由しなければならない。

- (1) 青少年健全育成功労者
推薦調書（別記第1号様式）
- (2) 模範青少年
推薦調書（別記第1号様式）
- (3) 青少年健全育成功労団体又は模範青少年団体
推薦調書（別記第2号様式）

3 規則第3条第3項の規定により、知事に表彰候補者を内申する場合は、次の各号に定める書類を提出するものとする。

- (1) 優良図書類等作成功労者又は自主規制功労者
推薦調書（別記第1号様式）
- (2) 優良図書類等作成功労団体又は自主規制功労団体
推薦調書（別記第2号様式）

（受賞証書）

第7 被表彰者が、災害その他やむを得ない理由により表彰状を亡失又はき損した場合は、当該被表彰者又はその関係者の申請により受賞証書（別記第3号様式）を交付することができる。

2 申請者は、受賞証書交付申請書（別記第4号様式）に表彰状を亡失又はき損した理由、日時、場所等を記載した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、昭和61年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年3月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。